

令和 2 年度 福井支部健康づくり推進協議会 議事概要

令和 2 年度福井支部評議会の議事概要については以下のとおり

- 1.日 時 令和 2 年 12 月 10 日（木）14：00～16：00
- 2.場 所 福井市地域交流プラザ 6F 607 号室
- 3.出席者 委員：伊與、神崎、玉川、遠矢、中山、平井、平工、山内、渡辺
事務局：畑、五十川、井上、中村、久保敷、寺島、新川、矢澤、小坂

議 事

（1）特定保健指導実施率の向上について

資料 1 に沿って説明

【行政・医療保険者】

I C Tによる特定保健指導はどういったやり方で行っているのか。

【事務局】

Z o o mを活用して実施している。

【学識経験者（議長）】

Z o o mを長時間利用する場合は、費用が生じると聞いたことがあるが、その点は問題ないのか。

【事務局】

ホスト 1 台と参加者が複数台の場合で、40 分間を超過する時は有料アカウントが必要になるため費用が生じるが、初回保健指導の面談時間は 30 分が基本であり、参加者は 1 台を想定しているため、無料で実施できる。

【行政・医療保険者】

I C Tを用いたことによる利点について、教えてほしい。

【事務局】

実際に受けていただいた方からは、通常の面談に比べて劣後していることはなく、本社外で勤務している方が本社に来る必要がなくなることで、利便性も高いとの意見を頂戴している。

【被保険者代表】

石川支部と富山支部の特定保健指導の実績がここ 2 年ほどで上がっている。特に富山支部は、大規模運輸事業所が参加したとのことだが、それだけで実績が上がるくらいの人数だったのか。

【事務局】

大規模運輸事業所だけで 162 人を超える方が保健指導を受けている。

【学識経験者（議長）】

石川支部でも平成 30 年で 5% 近く上がっているが、その点についての情報は持っているのか。

【事務局】

平成 30 年度に保健指導実施に関する改正が行われている。改正前では 6 か月後に保健指導の評価を行うこととなっていたが、3 か月間で必要となる実績をあげていれば、評価として算定してよいこととなった。それを踏まえてスケジュールを工夫し、効率の良い保健指導の実績につながったと聞いている。

【学識経験者（議長）】

福井支部の今後の見通しについて、教えてほしい。

【事務局】

他支部の結果も踏まえ、福井支部でも効率的な保健指導を目指し取り組んでいく。現在は I C T による保健指導に注力しているが、対面による保健指導においても効率的なスケジュールで頑張りたい。

また、I C T の活用により特定保健指導の利用を勧めていきたいが、今までは実施率の低い事業所に直接足を運んで経営者層にお願いするといった努力が足りていなかったと反省している。実績をあげるために、経営者層の方に会って後述する健康づくり宣言事業への参加によるヘルスリテラシーの向上を通じて実施率向上につなげたい。

【被保険者代表】

保健指導の該当率と実施率について、保健指導の有効性を示すことが重要だと考えている。

実施率の向上も重要だが、一番大事なのは、該当人数を減らすことであり、これが本来の目的である。実施率については他支部との比較が資料から読み取ることができるが、該当率がわからないので、こちらについて教えてほしい。

【事務局】

福井支部は 18.5%、石川支部は 19.5%、富山支部は 21.2% で、全国平均が 20.2% である。

なお、保健指導対象者であったものが、保健指導を受けたことで翌年どれだけ減ったかという減少率という指標であれば、福井支部は 33.7%、石川支部で 31.5%、富山支部で 31.4% となっている。減少率で見れば、福井支部は良い結果を残している。

【被保険者代表】

保健指導実施率向上に向けて、弊害となっている原因について教えてほしい。

【事務局】

「対象者が保健指導を受けたくない」、「経営者層が必要を感じていない」といったところが主要因と考えている。

【事業主代表】

事業主として一番責任を感じているところであるが、従業員の心と体についても、しっかり管理しないと、経営上のデメリットになりかねないといったヘルスリテラシーの醸成をはかっていただくことが重要と考える。

【被保険者代表】

事業所としてどう受け止めるのかは重要である。実際該当率の高い事業所や業種というものを把握していると思うので、そういった先を中心に効果的なアプローチを図れば、実施率の向上にもつながるのではないかと。

(2) 健康づくり宣言事業の推進について

資料 2 に沿って説明

【保健医療関係者（薬剤師会）】

薬局でも株式会社の形態をとっているところがあるので、そういったところから推進してみてもいいか。当社もぜひ宣言したいので、資料等を送ってほしい。

【学識経験者（議長）】

健康づくり宣言事例ハンドブックに委員が所属する（株）ナカニシビジョン様が掲載されているので健康づくりの取り組みを紹介してほしい。

【被保険者代表】

月 1 回ヨガ教室を実施している。社員が気軽に参加できるようにヨガマットも会社で用意して、講師費用も会社で負担している。

8 月であれば「夏バテ対策ヨガ」など、毎月テーマを決めてそれに沿ったヨガに取り組んでいる。

毎回、健康に関する簡易なセミナーとヨガ教室をセットにし、昨年 6 月から開始した。当初は 30 ～ 40 人程度の参加があったが、興味が薄れてきたのか直近では 15 人程度となっていた。そこで、協会の講習会メニューである健康運動プログラムを利用した。

ヨガは男性の方の参加が少なかったが、健康運動プログラムは男性や役職の方もたくさん参加があった。

これまでは、35 歳以上の健康診断について、労働安全衛生法上の定期健診利用者が多かったため、協会の生活習慣病予防健診を利用した方に対する会社からの費用助成を手厚くした。

その結果、生活習慣病予防健診の受診者数が、令和元年度 60 人程度から令和 2 年度の現時点で 95 人に増加した。今年はコロナの影響により一部希望者が受診できなかったものの、手厚い内容の健診

に切り替えることができた。

ほかにも、女性向けに乳がんと子宮頸がん検診の受診者負担分についても半額を会社で助成している。

そのほか、会社における社内報を月2回発行しており、食堂や玄関などに配置。健康に関するコラムも用意している。

現在、新規に取り組んでいるものとして、11月から来年1月までの3か月間限定で、会社内の自動販売機にある特保飲料について、会社で一部費用負担を行っている。こちらについては、健康に興味を持ってもらうことを目的に始めたのだが、思っていた以上に好評で補充が間に合わず常に売り切れ状態になっている。

健康経営優良法人の認定を受けてからは、これまで目が届かなかった事柄にも目が届くようになり、どういったことに取り組みば従業員の健康増進につながるかを色々と考えるようになった。また会社にも施策の提案がしやすい環境ができあがった。

健康づくり宣言が事業所の健康づくりへの第一歩になると思うので、協会には多くの事業所へ普及・拡大に努めてほしい。

【学識経験者（議長）】

協会の講習会メニューに、福井県歯科医師会によるものもありますので、こちらについて補足してほしい。

【保健医療関係者（歯科医師会）】

糖尿病と歯周病には互いに悪影響を及ぼし合う関係がある。歯周病が悪化すると全身中の血液を通じて歯周病関連細菌が循環する。この結果、身体の免疫力が低下することが分かっている。

歯周病関連細菌は、糖尿病以外にも心臓の血管疾患、骨粗しょう症、リュウマチ等いろいろなものに影響を与えることになる。

なるべく皆様に分かりやすい話をするため、糖尿病と歯周病を切り口に、全身の健康のお役に立てる話ができればと考えている。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進について

資料3に沿って説明

【保健医療関係者（薬剤師会）】

小児の方には、お薬手帳カバーに子ども医療費受給者証が格納できるので使い勝手が良いと考える。

カバーの提示が受診者よりあれば、薬局としてもジェネリック医薬品の提案もしやすい。

子供向けのジェネリック医薬品シールについてもうまく活用いただければと思う。

外皮用薬の割合が低い理由として、整形外科で処方される湿布、皮膚科で処方される軟膏については、品質の違いが顕著にある。特に湿布については患者の反応が早い。当初はジェネリック医薬品で良いということで、ジェネリック医薬品を処方するが、「かぶれやすい」、「はがれやすい」といった

ことで、先発品に戻ってしまうケースが多々ある。

軟膏に関しても、数種類を組み合わせで作るような処方がある場合、先発品同士での組み合わせは問題ないものが、ジェネリック医薬品同士や片方がジェネリック医薬品であつたりした場合、1 か月経過すると、「どろどろする」、「分離してしまう」といった先発品では見受けられない事象が発生することがあり、結果として先発品に戻ってしまうことがある。

近年皮膚科で処方されるものも、長期のものが多いため何か月にも渡って使用するものであると、先発品で作らざるを得ないといった状況もある。

また、皮膚科の場合は、アレルギー等を考慮し、ジェネリック医薬品への変更不可となっている処方箋割合が高い。

【保健医療関係者（医師会）】

湿布については明らかに品質が違う。先発品メーカーのものは、すぐにひっついて効果もあり、はがれないし、かぶれない。患者もよくわかっている。

ジェネリック医薬品の湿布は、すぐはがれるのもそうだが、一番多い意見は「かぶれる」である。結果、かぶれ用の薬を追加で処方することになり、ジェネリック医薬品の湿布は引き取って、先発品に切り替えるといった手間が生じている。

ここ2、3日ニュースに取り上げられている、福井県のジェネリック医薬品メーカーによる睡眠誘導剤の混入で、薬剤の自主回収が行われている。

ジェネリック会社というのは、本来全自動で作製している。完璧な空調管理で、工場に入った段階でそこからは一切人の手がかからない仕組みとなっており、特にジェネリックの大手企業は、間違いなくそうやっている。

これまでジェネリック医薬品の促進ということで、頑張っ取組んできたのに、人力により原料を混ぜているなんてことはありえないことである。

ジェネリック医薬品を作製している会社は、30 社近くあり、その一つ一つの中身がしっかりと作製している工場かどうかといった確認がされていない。

国策もあり、医師もジェネリック医薬品への切り替えに取り組んでいる。ただ、安ければいいということでジェネリック医薬品へ切り替えた医師もいる。結果、安全性が担保されていないといったことが、今回の事件で問題となった。今回のように安全性が担保されていないジェネリック医薬品が存在する可能性があるということは認識してほしい。

医師が処方箋を出す際に、ジェネリック医薬品で可能とする場合もあるが、どこのメーカーでもいいとして、薬局で判定する場面もある。医療機関、薬局ともに問題のある薬品が処方されないように気を付けていただきたい。

以上